

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文  
警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 警察庁の組織</p> <p>第一節 内部部局</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款（略）</p> <p>第三款 刑事局（<u>第二十条</u> <u>第三十六条</u>）</p> <p>第四款 交通局（<u>第三十七条</u> <u>第四十一条</u>）</p> <p>第五款 警備局（<u>第四十二条</u> <u>第四十九条</u>）</p> <p>第六款（略）</p> <p>第七款（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 警察庁の組織</p> <p>第一節 内部部局</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 警察庁の組織</p> <p>第一節 内部部局</p> <p>第一款（略）</p> <p>第二款（略）</p> <p>第三款 刑事局（<u>第二十条</u> <u>第三十五条</u>）</p> <p>第四款 交通局（<u>第三十六条</u> <u>第四十条</u>）</p> <p>第五款 警備局（<u>第四十一条</u> <u>第四十九条</u>）</p> <p>第六款（略）</p> <p>第七款（略）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 警察庁の組織</p> <p>第一節 内部部局</p>

第三款 刑事局

(国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官)

第三十三条 刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課に、国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官一人を置く。

2 国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官は、命を受け、令第二十八条第一号及び第二号に掲げる事務のうち外国人により組織的に行われる不正取引に係る犯罪の取締りに関する事務並びに同条第三号に掲げる事務をつかさどる。

(国際組織犯罪対策官)

第三十四条

1・2 (略)

(総括分析官)

第三十五条

1・2 (略)

(国際連携対策官)

第三十六条

1・2 (略)

第四款 交通局

(交通安全企画官)

第三十七条

1・2 (略)

第三款 刑事局

(新設)

(国際組織犯罪対策官)

第三十三条

1・2 (略)

(総括分析官)

第三十四条

1・2 (略)

(国際連携対策官)

第三十五条

1・2 (略)

第四款 交通局

(交通安全企画官)

第三十六条

1・2 (略)

(高速道路管理室)

第三十八条

1～4 (略)

(交通事故事件捜査指導室)

第三十九条

1～4 (略)

(交通管制技術室)

第四十条

1～4 (略)

(外国人運転者対策官)

第四十一条

1・2 (略)

第五款 警備局

(画像情報分析室)

第四十二条

1～4 (略)

(警備情報対策室)

第四十三条

1～4 (略)

(災害対策室)

第四十四条 警備局警備課に、災害対策室を置く。

2 災害対策室においては、令第三十九条第一号及び第二号並びに第五号が

(高速道路管理室)

第三十七条

1～4 (略)

(交通事故事件捜査指導室)

第三十八条

1～4 (略)

(交通管制技術室)

第三十九条

1～4 (略)

(外国人運転者対策官)

第四十条

1・2 (略)

第五款 警備局

(画像情報分析室)

第四十一条

1～4 (略)

(警備情報対策室)

第四十二条

1～4 (略)

(災害対策室)

第四十三条 警備局警備課に、災害対策室を置く。

2 災害対策室においては、令第三十九条第一号から第七号までに掲げる事

ら第七号までに掲げる事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務（特殊警備対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 災害対策室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、災害対策室の事務を掌理する。

（特殊警備対策官）

第四十五条 警備局警備課に、特殊警備対策官一人を置く。

2 特殊警備対策官は、命を受け、令第三十九条第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事務のうち重大テロリズム（国際関係に重大な影響を与え、国の重大な利益を著しく害し、又は多数の者の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じるおそれのあるテロリズムをいう。）に係る事案及び原子力災害警備その他原子力災害対策に関する事務、同条第三号及び第四号の事務並びに同条第五号のうち原子力災害警備に関する事務をつかさどる。

（警衛室）

第四十六条

1～4 （略）

（警護室）

第四十七条

1～4 （略）

（削除）

務のうち災害警備その他災害対策に関する事務をつかさどる。

3 災害対策室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、災害対策室の事務を掌理する。

（新設）

第四十四条

1～4 （略）

（警護室）

第四十五条

1～4 （略）

（拉致問題対策室）

第四十六条 警備局外事情報部外事課に、拉致問題対策室を置く。

2 拉致問題対策室においては、令第四十条第二号及び第三号に掲げる事務のうち北朝鮮当局による日本国民の拉致に関する事務をつかさどる。

<p>(不正輸出対策官)</p> <p>第四十八条 警備局外事情報部外事課に、不正輸出対策官一人を置く。</p> <p>2 不正輸出対策官は、命を受け、令第四十条第二号八及び第三号(令第四十条第二号八に掲げる事務に係るものに限る。)に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(削除)</p>	<p>3 拉致問題対策室に、室長を置く。</p> <p>4 室長は、命を受け、拉致問題対策室の事務を掌理する。</p> <p>(不正輸出対策官)</p> <p>第四十七条 警備局外事情報部外事課に、不正輸出対策官一人を置く。</p> <p>2 不正輸出対策官は、命を受け、令第四十条第二号八及び第三号(令第四十条第二号八に掲げる事務に係るものに限る。)に掲げる事務(拉致問題対策室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。</p> <p>(外事調整指導官)</p> <p>第四十八条 警備局外事情報部外事課に、外事調整指導官一人を置く。</p> <p>2 外事調整指導官は、命を受け、令第四十条第三号に掲げる事務のうち国際機関、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関する事務及び同条第四号に掲げる事務のうち外国人により行われる情報の収集(国外において行う活動に対するものに限る。)に係る対策に関する事務をつかさどる。</p>
---	--